

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 20 日現在

機関番号：32682

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25285034

研究課題名(和文) 標章の保護と公共政策に関する総合研究

研究課題名(英文) Synthesis study related to protection of mark and public policy

研究代表者

熊谷 健一 (KENICHI, KUMAGAI)

明治大学・法務研究科・教授

研究者番号：20264004

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 11,800,000円

研究成果の概要(和文)： 標章の保護制度と環境問題、公衆衛生、地理的表示等の「非経済的公益」との関係について、調査研究を行った。

具体的には、環境保護、公衆衛生、公序良俗、表現の自由等と標章の保護との関係について、諸外国の制度、判決等も含め、調査研究を行い、公共政策との関係を考慮した標章の保護のあり方についての検討を行った。

また、新たに制度化された農産物の地理的表示及び音、色彩等の新タイプの商標の保護について、制度の意義、制度・運用上の課題等についての検討を行った。

研究成果の概要(英文)： We performed the study about the relations with the mark protection system and "the non-economic public interest" such as an environmental problem, public sanitation, the geographical indication.

Specifically, we performed the study about relations with the mark protection and environmental protection, public sanitation, public order and morals, freedom of expression, it including the research the system and judgment of foreign countries and performed the examination about the way of the mark protection which the relations with the public policy considered.

In addition, we performed the study about about the new protection system of the geographical indication of farm products and the new types trademark protection such as a sound, color etc, we performed the examination about the significance of the system and the problem in the legislation and practice.

研究分野：知的財産法

キーワード：知的財産 公共政策 標章 商標 地理的表示

## 1. 研究開始当初の背景

(1)経済のグローバル化、知的財産の重要性の高まり等に伴い、国内外において知的財産の保護と活用を強化する動きがみられる一方で、知的財産の保護の強化と比例する形で、公共政策としての知的財産制度が目指す「産業の発達」という目的と他の公共政策に係る多元的価値 = 公共善との抵触関係が問題となる事案が多く生じていた。このため、本研究グループでは、2010年度から基盤研究(B)「特許制度の法目的と公共政策上の多元的価値」の助成を受け、特許法の目的と抵触する可能性を有する環境保護、生命倫理、開発、人権、社会的正義等の公共政策上の多元的価値(公共善)に関し、特許制度の法目的との関係についての研究を推進し、研究会・シンポジウムの開催、各省庁において政策立案に関わる関係者が一堂に会し、今後の公共政策と特許制度との関係について、産官学の役割分担についての考察を行う等、幅広い観点から検討を行い、研究成果の概要の公表も行っていった(高倉成男「特許と非経済的公益」法学セミナー692号、2012年)。

(2)商標法や不正競争防止法等の標章の保護制度に関しても、公衆衛生、公序良俗、表現の自由等の他の公共政策に係る多元的価値 = 公共善との抵触関係が生じているが、未だに十分な研究が行われているとは言えない状況であった。たとえば、タバコの標章は、以前より商標法や不正競争防止法による保護がなされ、長年の使用の結果、高いブランド価値を有するものが少なくないが、健康への悪影響への懸念から、WHOによりなされたタバコのブランド表記の制限の提案(「マイルド・・・」等の表示の使用の制限)を「産業の発達」を目的とする現行の標章の保護法の枠内で受容することについては、長年にわたる使用の結果、きわめて高いブランド価値を有する標章と健康の維持という公衆衛生上の問題を如何に調整するか等の観点から、議論を行う必要があった。タバコの問題以外にも、インド等で立法化がされている医薬品等についての一般名称表示義務の問題があり、医薬品においても、一般名称の表示が義務付けられる結果、企業名や薬品名等、長年の使用による高いブランド価値を有する標章の表示に制限が加えられることにより、「公共の利益」の保護と「産業の発達」とのバランスをどのように考えるべきかという観点からの議論が求められていた。

## 2. 研究の目的

(1)標章の保護と公共政策との関係に関する問題への対応は、十分であるとはいえない状況であった。その理由は、特許と同様に、標章の保護の目的が標章の有する経済的価値であるのに対し、多元的価値 = 公共善である環境保護、公衆衛生、公序良俗、表現の自由等は、それを超える需要者の保護と商取引の秩序の維持発展を図ることを目的とする非

経済的価値であって、これらの価値の優先関係を標章保護政策の枠内で調整することに本質的な困難があった。

(2)標章の保護と多元的価値に係る抵触問題が現実に国家間の問題として、あるいは私人間の紛争として生じている以上、「多元的価値は本質的に通約不能」と諦観して問題を放置することは許されないものであり、何らかの解決策が見出さなくてはならなかったが、その解決策が「その場しのぎ」の政治決着に終わることなく、一定の普遍性・合理性・予測可能性を獲得するためには、それらの解決策を理論面で支える法学的考察が不可欠である。

(3)このため、本研究においては、産業政策とされている標章の保護制度と、経済のグローバル化、知的財産の重要性の高まり等に伴って生じている、標章の保護と環境問題、公衆衛生、地理的表示問題などの「非経済的公益」との抵触の問題の公共政策に関する諸問題との抵触について、関連する事実を広く収集・整理・総合することにより、これからの標章の保護制度のあり方について法学的に考察することとした。

## 3. 研究の方法

(1)明治大学に在籍する知的財産法研究者をはじめとする13名からなる研究チームを形成し、国内外の研究者・実務家とも協力し、研究を進めた。

(2)本研究においては、まず、国内外の一次資料の解析及び国内外の関係者へのインタビュー、研究会の開催等により、標章の保護と公共政策に関する諸問題について、問題の構造と論点を分析することとした。

(3)上記の問題の構造と論点の分析を通じ、個々の問題を俯瞰的に整理するとともに、各国法の比較分析結果も考慮しつつ、新時代の標章の保護制度のあるべき姿について考察を深めるとともに、研究成果を社会に公表し、関係者からの反応に基づいて更なる課題を明らかにすることとした。

(4)また、本研究の研究期間中に、商標法が改正され、音、色等の新タイプの商標登録が可能となったことに加え、農産物に関する地理的表示制度の創設もなされたため、これらの政策的効果、課題等に関するシンポジウムを開催し、公共政策の観点からの検討を行うとともに、新しい制度の社会への普及を行った。

## 4. 研究成果

(1)2013年度は、国内外の一次資料の解析及び国内外の関係者へのインタビューを行うとともに、タバコのプレーンパッケージ問題を中心とした商標権と公衆衛生の関係、米国における商標法上のフェアユースに関する研究会を開催し、諸外国の状況、憲法との関係についての検討を行った。また、国内において制度の創設に向けた検討が進んでいた

地理的表示制度に関する国際シンポジウム「農業と地理的表示保護制度」を開催し、地理的表示保護制度と農業・地域振興策の関係について議論を行うとともに、商標法における地域団体商標制度との関係についても検討を行った（同シンポジウムの議事録は、明治大学知的財産法政策研究所のホームページで公開している）。

(2)2014年度は、国内外の一次資料の解析及び国内外の関係者へのインタビューを継続して行うとともに、標章法とパロディ、欧州人権条約における多層的人権保護システムの「多元的価値」の調整に関する調査及び研究会を開催し、憲法における表現の自由との関係等について、検討を行った。また、商標法の改正により、色彩等の新タイプの商標の保護制度の創設、地域団体商標の登録主体の拡充が行われることとなったため、シンポジウム「改正商標法の評価と課題」を開催し、審査基準も含めた制度の運用、公共政策との関係等についての議論を行った（同シンポジウムの議事録は、明治大学知的財産法政策研究所のホームページで公開している）。

(3)2015年度は、「マーケティングとブランド戦略」、「消費者保護のための行政措置と標章の保護を巡る民事訴訟 - 最近の米国最高裁判決を例として - 」の研究会を開催し、公共政策的な観点も含めた検討を行った。また、前年度までの研究成果を踏まえ、漢字圏である中国、台湾における地理的表示保護制度に関する調査を行い、我が国の地名の冒用等の実態、紛争事例について、知的財産庁、大学研究者、実務家の方々等と意見交換を行い、冒用登録への対応等についての検討を行った。また、豪州、ニュージーランドにおける新タイプの商標、地理的表示に関する法律の整備状況、紛争事例等について、大学研究者、実務家の方々等と意見交換を行うとともに、タバコのプレーンパッケージを巡る状況についての意見交換も行った。さらに、地理的表示保護制度については、2015年6月1日から「特定農産物等の名称の保護に関する法律」が施行されたことを受け、明治大学農学部とも連携し、シンポジウム「農業・地域・ブランド戦略 - 地理的表示法と地域農業の未来 - 」を開催し、法律の運用開始を機に、法律の趣旨及び内容の周知を図るとともに、地域農業の発展のための制度活用のあり方についての検討を行った（同シンポジウムの議事録は、明治大学知的財産法政策研究所のホームページで公開している）。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 12件)

今村哲也、地理的表示法の概要と今後の課題について、ジュリスト、査読無、Vol.1488、2016、pp.51-57

夏井高人、遺伝子洗浄 - 消費者保護法及び薬物関連法の無力化 - 、明治大学社会科学研究所紀要、査読無、Vol.54、No.2、2016、p.145-182

宮脇正晴、商標法、意匠法及び不正競争防止法における同一性と類似性、パテント、査読有、Vol.69、No.14、2016、pp.15-20

大友信秀、非伝統的商標と著名商標の関係、特許研究、査読無、Vol.6、2016、pp.35-44

高倉成男、地理的表示と地域活性化、日経グローバル、査読無、Vol.270、2015、pp.56-59

高倉成男、知的財産を巡る国際交渉の変遷と今後の課題、特許研究、査読無、Vol.59、2015、pp.1-5

大友信秀、地域ブランディングの実践と人材育成(9)、金沢法学、査読無、Vol.57、No.1、2015、pp.129-137

宮脇正晴、標識法と表現の自由、日本工業所有権法学会年報、Vol.37、2015、pp.173-190

大友信秀、地域ブランディングの実践と人材育成(8)、金沢法学、査読無、Vol.56、No.2、2014、pp.137-151

今村哲也、地理的表示に係る国際的議論の進展と今後の課題、特許研究、査読無、Vol.55、2013、pp.14-30

金子敏哉、商標法とデザイン保護、NBL、査読無、Vol.1020、2013、pp.23-29

宮脇正晴、商品携帯の商品等表示該当性、パテント、査読無、Vol.67、No.11、2013、pp.12-19

〔学会発表〕(計 6件)

今村哲也、地理的表示保護制度の法的課題に関する考察、第13回日本知財学会学術研究発表会、2015.12.5、東京大学

高倉成男、EUにおける農業と知財、日本EU学会、2015.11.22、関西大学

今村哲也、地理的表示保護制度に関する法的課題について、北海道大学知的財産法研究会、2015.9.11、北海道大学

大友信秀、Protection and Regulation of Well-known Trademarks、2015.6.9、台湾大学

高倉成男、模倣の学際的研究、日本知財学会、2013.6.26、東京

金子敏哉、米国商標法における近藤と商標的使用、日本工業所有権法学会、2013.5.25、立命館大学

〔図書〕(計 4件)

金子敏哉 他、ルクシスネクシスジャパン、商標法コンメンタール、2015、1115

宮脇正晴 他、発明推進協会、現代知的財産法 実務と課題、2015、1376

宮脇正晴 他、日本評論社、出版をめぐる法的課題 その理論と実務、2015、472

鈴木将文、宮脇正晴 他、弘文堂、知的財産法の挑戦、2013、461

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

取得状況(計 0件)

〔その他〕

なし

## 6. 研究組織

### (1)研究代表者

熊谷 健一(KUMAGAI, Kenichi)

明治大学・法務研究科・教授

研究者番号： 20264004

### (2)研究分担者

中山 信弘(NAKAYAMA, Nobuhiro)

明治大学・研究・知財戦略機構・教授

研究者番号： 40009816

高倉 成男(TAKAKURA, Shigeo)

明治大学・法務研究科・教授

研究者番号： 00440165

金子 敏哉(KANEKO, Toshiya)

明治大学・法学部・准教授

研究者番号： 20548250

今村 哲也(IMAMURA, Tetsuya)

明治大学・情報コミュニケーション学部・准教授

研究者番号： 70398931

夏井 高人(NATSUI, Takato)

明治大学・法学部・教授

研究者番号： 30298038

大野 幸夫(Ono, Yukio)

明治大学・法学部・教授

研究者番号： 20282965

棚橋 祐治(TANAHASHI, Yuji)

金沢工業大学・知的創造システム・教授

研究者番号： 80298702

### (3)連携研究者

杉光 一成(SUGIMITSU, Kazunari)

金沢工業大学・知的創造システム・教授

研究者番号： 90350751

酒井 宏明(SAKAI, Hiroaki)

金沢工業大学・知的創造システム・教授

研究者番号： 30398987

宮脇 正晴(MIYAWAKI, Masaharu)

立命館大学・法学部・教授

研究者番号： 70368017

大友 信秀(OTOMO, Nobuhide)

金沢大学・法学系・教授

研究者番号： 90377375

鈴木 将文(SUZUKI, Masabumi)

名古屋大学・法学政治学研究科・教授

研究者番号： 90345835